



平成 30 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ノムラシステムコーポレーション  
代表者名 代表取締役 野村 芳光  
(コード番号：3940 東証 J A S D A Q)  
問 合 せ 先 執行役員管理部長 加藤 勝久  
(TEL. 03-6277-0133)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 3 月 27 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて当該規定の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己株式の取得）を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 6 条（条文省略）	第 1 条～第 6 条（現行どおり）
<u>（自己株式の取得）</u>	（削除）
<u>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第 8 条～第 39 条（条文省略）	第 7 条～第 38 条（現行どおり）
（新設）	<u>（剰余金の配当等の決定機関）</u>
	<u>第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
第 40 条～第 42 条（条文省略）	第 40 条～第 42 条（現行どおり）

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 30 年 3 月 27 日（火曜日）

定款変更の効力発生予定日

平成 30 年 3 月 27 日（火曜日）

以 上